

請願・陳情の提出について

市政などに対して意見や要望があるときは、どなたでも議会に請願や陳情を提出することができます。
請願と陳情の違いは、請願の場合は1名以上の議員の紹介が必要で、陳情には不要という点です。

作成の注意点

決められた書式はありませんが、注意事項は次のとおりです。

◇日本語で書く。

◇「件名」、請願（陳情）の「要旨」、「理由」を記入する。

◇内容が数件に及ぶ場合は1件ごとに作成する。

◇提出年月日、請願者（陳情者）の住所を記載し、氏名（団体の場合は名称と代表者名）を署名または記名押印する。

◇請願書の表紙には、紹介議員（1人以上）が署名または記名押印をする。（陳情の場合は不要）

◇請願者（陳情者）が多数の場合は代表者を明記する。

◇請願（陳情）の趣旨を説明するための図面などが必要な場合は添付する。

◇提出の宛名は「海老名市議会議長 永井 浩介」としてください。（令和8年8月1日現在）

提出の方法

議会事務局（市庁舎6階）にお持ちください。郵送でも受け付けていますが、請願や陳情はその趣旨からいっても直接提出することが望ましく、請願は直接提出されることを通例としており、陳情は、取扱基準において「郵送された陳情は全議員に配付する」とされていますので、できるだけ直接提出をお勧めします。

提出期限

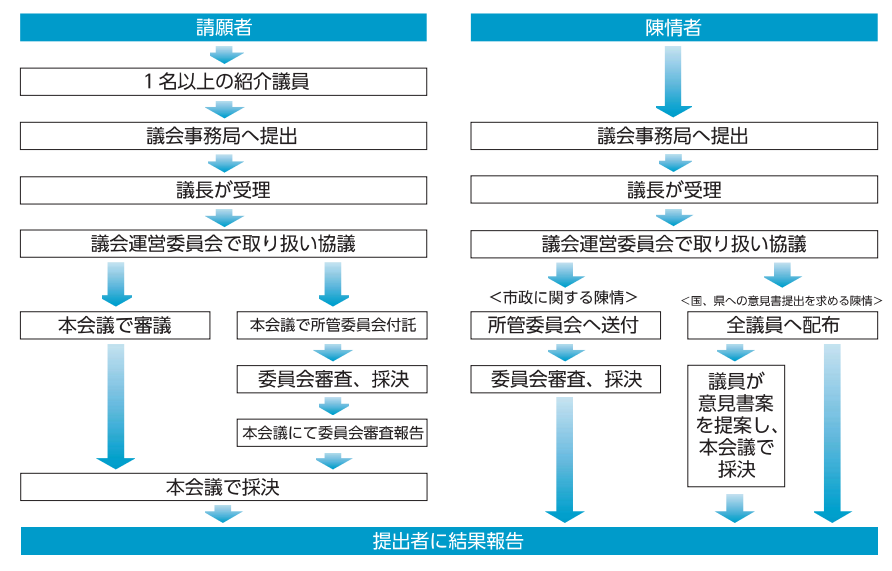
提出期限は特にありませんが、定例会開会日のおおむね7日前に行う議会運営委員会の前日（土日祝を除く）の正午までに議会事務局に提出されたものを、その定例会で取り扱います。（直近の第3回定例会は8月19日（水）正午が期限）
それ以降に提出された場合は、原則として次の定例会で取り扱います。

請願・陳情者の発言機会の保障

市政に関する内容の請願（陳情）の場合、その趣旨・願意を所管委員会の委員に直接伝える陳述の機会を設けていますので、希望される方は提出の際にお申し出ください。

陳述は、請願者（陳情者）ご自身に行っていただきます。なお団体の場合は、請願書（陳情書）に署名または記名押印した代表者に行っていただきます。

ご不明点は、議会事務局（電話046-2351-4931、FAX046-2341-4646）へお問い合わせください。



第3回定例会日程(予定)

と き	会議名	内 容
8月27日(木)	本会議	開会・提案説明・議案審議
9月2日(水)		議案審議
9月8日(火)	常任委員会	総務(付託議案など)
総務常任委員会後		予算決算(補正予算:総務分科会)
9月9日(水)		文教社会(付託議案など)
文教社会常任委員会後		予算決算(補正予算:文教社会分科会)
9月10日(木)		経済建設(付託議案など)
経済建設常任委員会後		予算決算(補正予算:経済建設分科会)
9月14日(月)	本会議	一般質問
9月15日(火)		
9月16日(水)		
9月18日(金)	常任委員会	予算決算(決算審査:総務分科会)
9月24日(木)		予算決算(決算審査:文教社会分科会)
9月25日(金)		予算決算(決算審査:経済建設分科会)
9月28日(月)		予算決算(会長報告、委員会採決など)
9月30日(水)	本会議	委員長報告・採決・閉会

- 8月27日と9月30日は午前9時30分に、その他は午前9時に開議予定です。（会議の日程・時間などは変更になることがあります。）
- 傍聴する方に議案書を貸し出しています。（先着5名）
- 手話通訳・託児をご希望の方は、傍聴の1週間前までに議会事務局へご連絡ください。（ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。）

●傍聴に来れない方は

※本会議・委員会の様子はインターネットで配信しています。市議会ホームページから「本会議中継」または「委員会中継」をクリックしてご覧ください。

☎議会事務局

☎046(235)4931

☎046(234)4646